

安全な飼料は安全な畜産物の源です！

安全な畜産物を供給するために、生産段階において安全な飼料を正しく使うことが重要です

安全な飼料を正しく使うポイント

➤ BSEの発生を防止する

- ・反すう動物（牛、めん羊、山羊など）には動物性タンパクを給与しない（「A飼料」「牛用飼料」「反すう動物用飼料」と表示されている飼料を用いる）



➤ 混合飼料や飼料添加物は、表示や飼料の状態を確認して利用する

- ・対象動物、使用上及び保存上の注意、添加可能な飼料の種類と量などを遵守する



➤ 粗飼料は農薬残留や異物混入、カビの発生に注意する

- ・購入元への農薬使用状況の確認や、給与前に異物やカビの有無を確認する

➤ 飼料の使用記録を付ける

- ・飼料の使用年月日、家畜の種類、飼料の名称、使用量、購入年月日や購入元の名称等を帳簿へ記載及び飼料表示票を保管する

（保存期間の目安は、肉用鶏2年、採卵鶏5年、豚2年、牛8年です）

➤ 放射性物質の暫定許容値以下の飼料を給与する

- ・飼料1kgあたり：牛・馬100Bq、豚80Bq、家きん160Bq



* 飼料添加物については表1、表2を参考にして下さい

家畜の病気等に関するお問い合わせは西部家畜保健衛生所まで・・・

TEL：0551-22-0771 FAX：0551-22-6728

表1 飼料添加物の概要

(平成26年3月1日現在)

用途	類別	飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止	抗酸化剤	エトキシキン、ジブチルヒドロキシルエン、ブチルヒドロキシアニソール (3種)
	防かび剤	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム (3種)
	結核剤	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、プロピレングリコール など (5種)
	乳化剤	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル など (5種)
	調整剤	脂肪酸 (1種)
(17種)		
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給	アミノ酸	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、塩酸L-リジン など (13種)
	ビタミン	ビタミンA、ビタミンE、イノシトール、塩化コリン など (33種)
	ミネラル	塩化カリウム、クエン酸鉄、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム など (38種)
	色素	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン (3種)
(87種)		
飼料が含有している栄養成分の有効な促進	合成抗菌剤	アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル など (6種)
	抗生物質	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エフロトマイシン、エンラマイシン など (18種)
	着香料	着香料 (エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。) (1種)
	呈味料	サッカリンナトリウム (1種)
	酵素	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ など (12種)
	生菌剤	エンテロコッカス フェカーリス、エンテロコッカスフェシウム など (11種)
	有機酸	フマル酸、グルコン酸ナトリウム など (4種)
(合計 157種)		

の飼料添加物は、与えてよい飼料の種類(対象家畜等)や添加してよい量が定められています。

飼料の適正使用について、詳しくは家畜保健衛生所にお問い合わせ下さい。

また、以下のホームページも参照して下さい。

農林水産省消費・安全局 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/>)

(社)日本化学飼料協会 (<http://kashikyo.lin.gr.jp/guideline.html>)

(独)農林水産消費安全技術センター (<http://www.famic.go.jp/index.html>)

(独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 (http://www.naro.affrc.go.jp/org/niah/disease_poisoning/)

表2 抗菌性飼料添加物を添加してよい飼料及び添加可能量 (H26.3.1現在)

区分欄	飼料添加物名	対象飼料 単位	鶏(ブロイラーを除く)用		ブロイラー用		豚用		牛用	
			幼すう用 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
第1欄	アプロリウム・エトバベート	g	アプロリウム40-250 エトバベート2.56-16	40-250 2.56-16	40-250 2.56-16					
	アプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン	g	アプロリウム100 エトバベート5 スルファキノキサリン60	100 5 60	100 5 60					
	リノイシンナトリウム	g力価	50	50	50				15	15
	セデチマインナトリウム	g力価	25	25	25					
	チコネート	g	20-40	20-40	20-40					
	ナシロバシリン	g		100						
	ナラシ	g力価	80	80	80					
	ハロフン/ノボリスチン	g	40	40	40					
	ネオシチン	g力価	80	80	80				30	30
	チロシチン	g力価	75	75	75					33
第2欄	ケンセチン	g				30	30			
第3欄	アピラマイシン	万単位	16.8-168	16.8-168	16.8-168	42-420	16.8-168	42-420	16.8-168	
	エフロトマイシン	g力価	2.5-10	2.5-10	2.5-10	10-40	5-40			
	エンラマイシン	g力価				2-16	2-16			
	チコネート	g力価	1-10	1-10	1-10	2.5-20	2.5-20			
	セデチマイン	g力価				5-20	5-20			
	アピラマイシン	g力価	2.5-10	2.5-10	2.5-10	2.5-20	2.5-20			
	アピラマイシン	g力価	5-15	5-15	5-15	10-20	10-20			
	アピラマイシン	g力価	1-5	1-5	1-5	2-10	2.5-5			
	チコネート	g力価				11-44				
	チコネート	g力価	5-55	5-55		5-70		20-50	20-50	
第4欄	チコネート	g力価	10-55	10-55				10-50	10-50	
	チコネート	g力価	5-20	5-20	5-20	5-20	5-20			
	チコネート	g力価	2-20	2-20	2-20	2-40	2-20	20		

注1 対象飼料とは、次のものをいいます。

鶏(ブロイラーを除く)用

幼すう用 ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料

中すう用 ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料

ブロイラー用 前期用 ふ化後おおむね3週間以内のブロイラー用飼料

後期用 ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのブロイラー用飼料

豚用 ほ乳期用 体重がおおむね30kg以内の豚用飼料

子豚期用 体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)用飼料

牛用 ほ乳期用 生後おおむね3月以内の牛用飼料

幼齢期用 生後おおむね3月を超え6月以内の牛用飼料

肥育期用 生後おおむね6月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く。)用飼料

注2 表中の値は、飼料1トン当たりを含むことができる有効成分量です。

注3 抗菌性飼料添加物を添加した飼料は、食用に出荷する前7日間は家畜に与えてはいけません(ただし、おおむね6ヶ月齢以上の肥育牛に、肥育期用の配合飼料を与える場合を除く)